

内閣參甲第九三号

昭和二十三年五月七日

内閣總理大臣 菅 田 均

參議院議長 松 平 恒 雄 殿

參議院議員小川友三君提出國會議員海外特派に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出國會議員海外特派に関する質問に対する答弁書

一、終戦以來今なお日本人の海外渡航は総司令部により禁止されている。今日までに日本人の海外渡航を許された若干の例は、東亞地域における戦犯関係用務のため、或は宗教、社会事業関係会議出席のため其の他特に総司令部から命ぜられた場合に限られている。従つて政府としても御質問の御趣旨には同感であるが、目下のところまだこれを実現する段階に達していない。ただ最近発表されたマックアーサー元帥の米陸軍長官宛書簡等に徴すれば、総司令部においても漸次日本人の海外渡航を認めるよう努力せられてゐる模様であるから遠からず御質問の御趣旨の達成せられる日の來たらんことを希望する。

二、この点に關しても御趣旨には同感であるが、前述の理由により目下のところ実限は困難である。